

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025 年 10 月 8 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：タイ国バンコク首都圏における雨水排水マスタープラン策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：タイ国バンコク首都圏における雨水排水マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：25a00489

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 10 月 8 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タイ国バンコク首都圏における雨水排水マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月 ～ 2030年12月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第 1 期：2025 年 12 月 ～ 2028 年 12 月

第 2 期：2028 年 12 月 ～ 2030 年 12 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）
- 3) 2027年度（2028年2月頃）
- 4) 2029年度（2030年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年10月14日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年10月15日 12時まで
3	質問への回答	2025年10月20日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年10月31日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年11月12日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		(申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。
--	--	---

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/wVHqgt6lty>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書は PDF にパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4.(3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

⑤ 別提案書 (第3章4.(2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDF にパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてからメールで e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	雨水排水マスタープランを策定するうえで、技術面を含め重視すべきと考える事項	第3条2.（3）
2	組織間協調に必要となる技術移転の方法	第3条2.（3）
3	雨水排水施設の運用改善の方法	第3条2.（7）
4	ジェンダー配慮及び障害者配慮の主流化についての具体的方法、内容	第3条2（14）
5	本邦研修の日程案及び実施方法	第4条2.（2）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年1月～2月

・ RD署名：2025年8月29日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) グランドデザインとなる長期マスタープランの意図と背景にある問題意識

バンコク都は三つのエリアに分類される。チャオプラヤ川東側にある King's Dyke の内側（エリア 1）、チャオプラヤ川西側（エリア 2）においては、過去に雨水排水に係るマスタープランが策定されている。また、チャオプラヤ川東側で King's Dyke の外側（エリア 3）は、近年開発が著しい。それにより流出が増加傾向にあるが、エリア 3 からチャオプラヤ川への排水がさらに増えると既存水路の容量圧迫によりエリア 2 の排水にも悪影響を及ぼし、また、チャオプラヤ川の水位状況によっては同河川に排水できない可能性もある。特に、エリア 1 と 2 では、排水区毎の事業計画が策定、更新されてきている。しかし、これら計画は最新の施設及び都市開発の状況を踏まえた流出量の検討、そしてそれに伴って必要となる施設の排水能力等の見直しをしてきていない。

このような当該エリアの複雑な水文状況がありながら、個別の排水区を越えた幹線水路及び基幹ポンプの排水能力、雨域に応じた排水先または排水区間の連動（余裕のある区における貯留、雨水の排水区間での移動）など、エリア内およびエリア間での排水の全体像が整理できておらず、バンコク首都圏庁（Bangkok Metropolitan Administration）（以下、BMA）は抜本的な解決策が検討できない状況にある。BMA は短期的な事業実現を優先して事業を計画・実施してきたが、それがバンコク都全体における雨水排水の最適化には繋がっておらず、首都・バンコク都にとって水害リスク削減が進まない状況となっていることを BMA 自身も認識している。そこで、BMA は約 40 年ぶりとなるバンコク都全体のグランドデザインたる雨水排水マスタープラン（以下「MP」という。）の見直しと目標治水安全度を増加させる意向を有している。

また、本プロジェクトは、全体のグランドデザインとなる MP の策定過程において、BMA 及びタイ政府関係機関に大局的な視点を持つことの重要性を理解させる触媒になることが期待される。

(2) MP における外水の扱い

本プロジェクトでは、チャオプラヤ川等からの外水対策を直接の対象とせず、雨水排水（内水）対策を対象とする。しかしながら、河川は排水先として重要な役割を果たすことから、MP を策定する段階では、河川を排水先になることを考慮し、さらに河川の状況を踏まえた排水施設の運用の在り方については検討することとする。

(3) 技術面から見た雨水排水の理想形

本プロジェクトの詳細計画策定調査では、BMA やその他機関と議論を行った。その結果、長期的な雨水排水の方向性を検討するために、大局的なグランドデザインを描くことの必要性について合意を得ている²。

一方、BMA の実務者は王立灌漑局（Royal Irrigation Department）（以下、RID）等の他機関との排水調整を回避する傾向がある。また、RID 等の機関も BMA に対して同様の傾向を持つ。そのため、本プロジェクトでは長期的・大局的な視座を持って長期計画を策定することの意義と組織間協調が不可避であることを伝えることを重視する³。

なお、以下は詳細計画策定調査時のグランドデザインの議論の際に、雨水排水先の多様化を重視して MP を策定する場合の対策例として先方に示したものである。

① 将来形（50 年後）：

- ・ 雨域に応じて、排水先を分散させ、東、西、南、海への最短ルートを目指し排水する（以下挿入図 1 参照）。その際、RID の計画も考慮する。
- ・ 地上排水路等も増強する（複線化、ポンプ増強）。その際、RID の計画も考慮する。
- ・ 以下②の暫定形までに整備をする貯留施設の活用を最大限検討する。

② 暫定形（10～30 年後）：

- ・ 既存施設の確実な運用の徹底を図る。
- ・ 雨域の考慮等の既存施設の最適運用を導入する（南北、東西の降雨強度、排水地点の水位差を考慮した排水優先度の設定など）。
- ・ 将来形を見据えた優先施設の整備を進める（特にエリア 2 から海への排水路、エリア 3 東側への排水路）。
- ・ 貯留が期待できるエリア 3 では、東側排水＋貯留施設（モンキーチーク等）新設、土地開発に伴う民間施設による貯留を進め、エリア 2 の負担増を防ぐ。

²第 3 条 2.（1）に記載のグランドデザインとなる長期マスタープランの意図と背景にある問題意識などを参考に、本プロジェクトにおいて、MP を策定するうえで重視すべきと考える事項を技術面含め具体的にプロポーザルにて提案すること。

³ 組織間協調の実現に必要な技術移転の方法について、提案企業の過去受注案件等からの経験や教訓を踏まえて、具体的にプロポーザルにて提案すること。

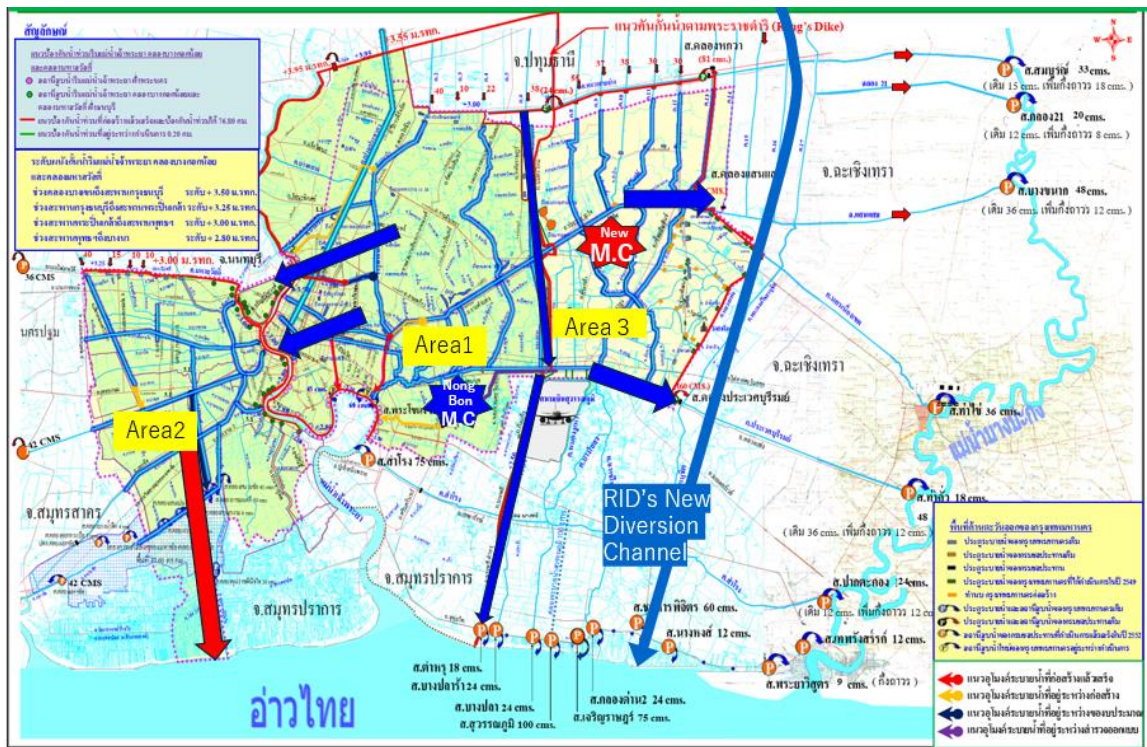


図 1：将来形のイメージ図（BMA の図を基に JICA が加筆）
（注：M.C はモンキーチークの略）

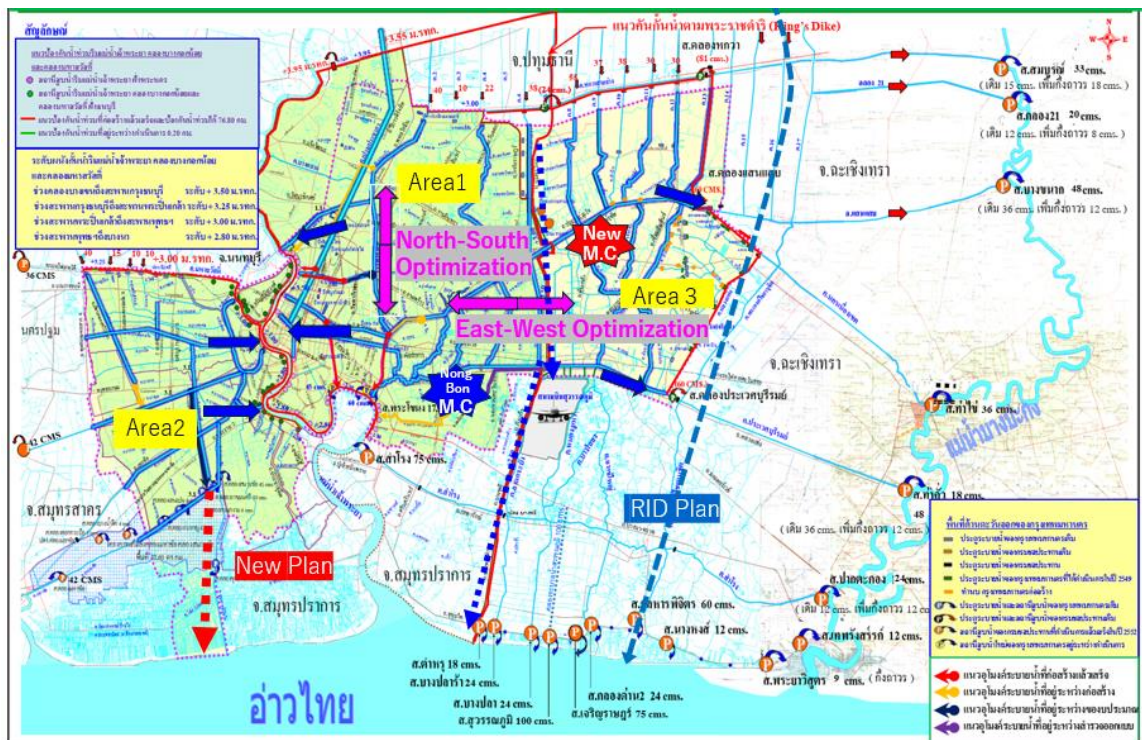


図 2：暫定形のイメージ図（BMA の図を基に JICA が加筆）

（４）気候変動の考慮

本プロジェクトでの MP の検討過程では、実施済みの地球規模課題対応国際科学技術協力「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」（以下

「ADAP-T」という。)における降雨への気候変動影響の評価等を参照する。例えば、降雨量の変化(雨水の排水先であるチャオプラヤ川の流域も含む)や海面上昇を考慮する。

(5) 土地利用計画と規制に係る活動の狙い

第3条2.(1)で記載のとおり、エリア3では開発に伴う流出抑制や雨水の貯留が重要である。そのため、大規模調整施設の整備のための土地の確保、民間の土地開発時に雨水貯留施設の設置の徹底、雨水浸透のための緑地や農地の維持等を可能とする土地利用計画、規制の実施が重要となる。本プロジェクトにおいては、これらの対策の実効性を高めるための活動を実施し、かつ今後の都市計画改定に向けた提言を取り纏める(都市計画そのものの改訂は行わない。)

なお、バンコク都においては、BMAの都市計画局(Department of City Planning and Urban Development : CPUD)が都市計画の策定、開発規制関連部局による土地利用規制、開発規程(大規模開発に伴う調整池の整備、緑地等の確保など)のルール策定などを実施し、実際の許認可はBMA公共事業局(Public Works Department : PWD)が実施している。一方、現状では同じBMA内の組織ではあるが、局を跨いだ協調が有効に行われていないことを確認している。JICAは詳細計画策定において、これらの部局と協議を行い、プロジェクトにおいて、それらの改善に係る活動を実施することを合意し、両局が関与する活動を司るタスクチームを形成し、責任を持った関与が可能となる実施体制を構築した。その上で、プロジェクトの実施に際しては、両局間、あるいは両局とバンコク都排水下水局(Drainage and Sewerage Department)(以下、DSD)とが流出抑制のための共通の目標を持ち、お互いの業務の方針をすり合わせ、計画達成のための進捗確認、必要な調整などを可能とするBMA内の調整枠組を構築する。更に、これらの方針決定、実行に際しては政治的リーダーシップが重要であるため、JICA事務所と協力し、バンコク都知事やBMA幹部の理解を得られるよう、継続的な働きかけを行う

(6) 事業計画の見直し作業とパイロット排水区の選定の考え方

本プロジェクトにおいては、MPを策定したのち、同MPに基づき、パイロット排水区における事業計画を見直す(あるいは既存計画が無い場合は新規策定)。本プロジェクトの詳細計画策定調査において、パイロット排水区は優先度の高い事業が存在する区かつ他排水区にも共通する代表的な課題を抱えている区を、バンコク都内で2区を選定することで合意している。また、事業計画見直しを行うローカルコンサルタントや測量業者の調達・雇用はタイ側予算においてBMAが実施することで合意をしている。

本業務実施契約の受注者は、ローカルコンサルタント、測量業者の監督・助言を行い、その上で他排水区での事業計画策定に資する教訓を含むガイドライン作成をする。

なお、本活動はプロジェクト開始 2 年後以降に開始する想定のため、2026 年 12 月頃に始まるタイの 2027 年度（2027 年 10 月～翌年 9 月）向け予算要求プロセスにおいて、これを DSD が要求するよう、受注者は技術的な支援を行うこと。

（7）施設の運用改善提案の考え方

詳細計画策定調査において、DSD が既存の施設を十分に有効活用できていない運用を行っている可能性があることが確認されたため、本プロジェクトでは、まず既存施設の確実な運用方法を検討し、その上で施設の能力を最大限活用するための最適運用（あるいは高度運用）の提案を行う。最適運用について、現在、DSD は雨期には主要水路の水位を低くする運用を既に実施しているが、経験的に設定されている同水位を浸水状況に基づき一部見直しを行うことが考え得る。あるいは過去の降雨データを用いた降雨傾向の把握を行い、雨量分布・雨水流出量と実際の施設運用に伴う水位の実際の変化を比較することで、施設稼働（ポンプ）の効率やタイミングに関する運用改善の提案が可能と思われる。また、BMA はバンコク都内の 2 か所のレーダー等に基づくウェザーニュース社の降雨短時間予測を利用しているが、現状、水理解析モデルとの連動がなされておらず、降雨予測に基づく洪水予測は行っていないため、この改善等も考え得る。本記載に限らず、様々な課題とその改善可能性を検討すること⁴。

なお、運用改善時に導入し得る DX 技術などがあれば、今後積極的に提案を行うこと。また、BMA とは新たな運用改善の試行をプロジェクト期間中に行うことについて合意しているが、水路の利用なども考慮し、BMA と相談のうえ、同試行の内容、実施時期を決めること。

（8）BMA 外との排水の調整、RID を始めとする他機関との協働

バンコク都の地形、開発の状況、激化する降雨などに鑑みると、雨水排水施設の増強、流出抑制策のみでは対応が困難である。よって、長期的な MP の検討に際しては、チャオプラヤ川以外の RID 管理の河川あるいは灌漑配水路を流末とすることを検討する必要がある。現在、バンコク都は RID に対してそのような要求を組織間で行った経験が十分に無いため、詳細計画策定調査において、ハイレベルの調整機構として、国家の水資源、洪水管理などの計画策定、組織間調整などを所掌とする National Water Resource Committee (NWRC) による流域毎の River Basin Committee の枠組みを活用することで合意した。同コミッティーには、バンコク都知事に加え、RID や周辺県がメンバーとして参加しており、かつバンコク都からの雨水排水は同コミッティーの管轄事項とのこと。また、新 MP 策定の過程において、同 committee で協議をすべき重要な組織横断事項が出てきた場合の調整や助言を得るために、NWRC の事務局を務める Office of the National Water Resource (ONWR) を JCC メンバーに追加し、RID の関

⁴ 現時点で考え得る雨水排水施設の運用改善の方法をプロポーザルにて提案すること。

連部局も含めた関係者が JCC で議論を出来る体制を構築した。一方で、NWRC は 2011 年洪水以降に設立された新しい枠組みのため、実効的にどの程度調整が可能かは未知数である。一方的な要求では難航が予想されるため、関係する機関（特に RID）にも理解を得られるよう、まずは実態を定量的に明らかにしたうえで、一部ではバンコク都が RID の排水を受け入れることで、別の場所での排水の受け入れを求めるような交渉の工夫を行う。

（９）SATREPS 案件（ADAP-T）の学識者への再委託と統合的な事業管理

本プロジェクトは科学技術実装型技術協力プロジェクトというスキームによって実施する案件であり、前記第 3 条 2.（４）に記載の SATREPS「ADAP-T」の知見や成果を活用することを前提としたプロジェクトである。そのため、ADAP-T の研究者との協議の結果やバンコク都の関心も踏まえ、本プロジェクトでは、バンコク都の交通モデルによる内水氾濫影響の評価手法を MP の検討において活用することを想定している。そのため、本契約内で下記①、②のとおり一部の活動に関わる業務を再委託する予定である。本プロジェクトの受注者は事業全体として各活動を俯瞰しながら品質・工程を管理し、一体的に実施すること。

１） 現地再委託（活動 1.15 関連）

本プロジェクトの詳細計画策定調査において、タイ側研究者であるカセサート大学の Varameth Vichiensan 教授と、本コンサルタント契約の現地再委託契約の形態で、ADAP-T による浸水の交通影響評価の分析を依頼することで合意している。なお、同評価で使用する浸水モデルに関しては、本プロジェクトで受注者が新たに構築するモデルの結果を使用する。交通モデルは Varameth 教授が構築したものを活用するが、同教授が使用する既存モデルはアカデミックライセンスであり、本プロジェクトにおける実務に使用する場合にはコマーシャルライセンスへの切り替えが必要になる。同費用は本契約に含めるものとし、定額計上とするが、プロジェクト開始後に同費用の見直しが必要と判断される場合には、契約変更を行うものとする。なお、本評価の実施時期はプロジェクトの中盤頃と想定されるが、早期に分析の準備や分析前のモデルの調整を行えるように早めに契約を行うこと。

２） 国内再委託（活動 1.1、活動 1.3、活動 1.15 関連）

MP は必要な対策を実施して災害リスク削減が実現する。特に実施機関のバンコク都については、内水氾濫発生時の交通に対する影響度も加味した雨水排水 MP の検討を目指している。このことから、本プロジェクトでは、バンコク都が行政として策定する雨水排水に関する科学的検討と ADAP-T で構築した交通影響評価モデルを織り交ぜていく必要がある。ADAP-T では、バンコク都における雨水排水に対する適応策の工学的検討、雨水排水マスタープラン（MP）の策定等も行われていない。想定される具体的活動は以下のとおりである。

①ADAP-T における「都市セクターにおける情報収集」や「都市形態と現在気候に

おける気象災害への脆弱性評価」等に係る社会水文学的な追加分析を実施し、MP 策定時の留意事項を抽出（研究者チーム）【活動 1.1、活動 1.3 の一部】

↓

②（①を活用して）MP 改訂の方針決定と既存の洪水対策のレビュー、その後、MP バンコク都の降雨評価、流出計算、水位計算、浸水シミュレーション等による現況雨水排水施設の能力評価、優先事業選定等（コンサルタントチーム）【活動 1.1～1.10】

↓

③（②までの結果を使用し）ADAP-T による交通配分モデルによる MP による道路交通への影響評価を実施（研究者チーム）【活動 1.15 の一部】

↓

④（③の結果を活用して）MP の優先事業に反映・優先事業の効果を評価し、マスタープラン案を取り纏め（コンサルタントチーム）【活動 1.15～1.18】

これらは、ADAP-T で作られた交通影響評価モデルについても本プロジェクトの実施過程によって、様々な修正作業が想定され、開発した ADAP-T 研究者側のノウハウが欠かせない。

また、従来、バンコク都では内水氾濫の課題がありながらも災害リスク削減が十分に進んでいない点が課題として残る。本プロジェクトでは、そのために現在のバンコク都の開発状況に応じた MP の策定が不可欠であるが、それと同時にバンコク都が策定する治水のための MP がタイの社会に受け入れられることが期待される。このことから、治水と社会の結節点である社会水文学的な観点からのインプットを行うことを想定している。

これらを踏まえ、本プロジェクトでは、ADAP-T において上記の内水氾濫影響の評価手法を開発した研究チームの日本側リーダーであり、社会水文学を専門とする中村晋一郎准教授（名古屋大学）との連携を想定する。同准教授とは、以下の作業を本コンサルタント契約下で再委託する方針について合意を得ている。受注者はその成果を参照し、上記評価および MP の策定を実施する。

（ア）内水氾濫時の交通影響評価モデル改良または修正

（イ）タイやバンコクの社会に受容される内水氾濫 MP とするための社会水文学的観点からのインプット

- ・ 既存洪水・雨水排水マスタープランの社会水文学的観点からの評価（課題抽出）
- ・ バンコクの過去の治水対策とそれに伴う災害リスクや土地利用の変化に係る社会水文学的観点からの評価分析
- ・ バンコクにおける新たなマスタープラン・土地利用規制の導入に際しての社会水文学的観点からの留意点及び教訓の抽出

(10) 協力期間とプロジェクト活動時期の考え方

本プロジェクトは科学技術実装型技術協力プロジェクトによって実施するものであり、プロジェクト期間は5年間である。期間が長期に渡るため、まずは成果1に係る活動を5年間の前半で実施し、成果2に係る活動をその後実施するよう工程を組み、BMAに対して協力の成果をタイムリーに見せていくよう留意すること。また、成果3については5年間通期で実施するが、早期に出来る運用改善があれば早い段階でBMAがこれを実践し、対外的に案件による改善の結果を発信できるように配慮すること。

(11) 仙台防災枠組 2015-2030 への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組 2015-2030 (Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015 - 2030)」では、「強靱化のための災害リスク削減への投資」が優先行動に掲げられている。本事業を通じ、事前防災投資を始めとした仙台防災枠組の理解が促進されるよう、本業務を遂行する必要がある。また、タイが仙台防災枠組の達成に取り組むための一助として、本業務での提案内容及び実施機関の貢献内容を整理し、ファイナルレポートへの記載をもって、JICAに報告する。その上で災害防止軽減局 (Department of Disaster Prevention and Mitigation: DDPM) 等の関連機関にもフィードバックし、国際会議などでの発信機会に活用できるようにする。

(12) 想定する具体的な事業連携 (JICA 事業、他ドナー、民間等)

現在、アジア開発銀行、世界銀行、フランス開発庁などが“Climate Change Adaptive Strengthening of Lower Eastern Chao Phraya River Water System Project”において、バンコク都東側の灌漑排水システムの改善事業の実施を検討している。当該事業は本事業で提案する洪水対策に影響し得るため、受注者は今後関係者と情報共有を行いながらマスタープランを策定する。その際、必要な検討を行う。

(13) 合同調整員会等会議の開催支援

受注者は、本プロジェクトに関連し開催される以下の会議の開催、参加、会議資料及び議事録の作成を行う。

- ・ 報告書作成の機会等を含め、JICA本部とJICAタイ事務所への進捗報告及び今後の実施方針・計画の報告。
- ・ 定期的に開催予定のステークホルダーを集めた会議における実施計画の説明及び業務進捗の報告。
- ・ 現地で開催する合同調整委員会 (Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。) における実施計画の説明及び業務進捗の報告。

JCCの想定規模は以下のとおり。

目的	プロジェクトの目的・成果達成を目指し、進捗を確認し以後の実施
----	--------------------------------

	方針確認及び合意のため開催するもの。
実施回数	約 2 回/年
対象者	関係機関
参加者数	約 30 名/回
開催期間	約半日/回
実施場所	未定
実施形態	参加者は対面参加とする。（オンライン形態の併用可。）

※但し、本プロジェクトは関係省庁や関係機関間の連携を促すものであり、開催回数などは上記に拘らず、意思決定の時期を考慮して最適な時期、頻度で開催すること。また、JCC 開催前には意思決定すべき内容については JICA との合意を前提とする（JCC 開催を目的にすることで、曖昧な合意を回避する）。

（１４）ジェンダー配慮及び障害者配慮主流化

本プロジェクトでは、ジェンダー主流化を目指す活動を明示的には実施しないが、プロジェクトの実施に際してのジェンダー配慮の一環として、受注者はプロジェクトの活動への女性の参加、意見の反映が適切になされるよう配慮する。また、本プロジェクトにおける本邦研修の実施時に女性参加者の比率が高くなるようタイ側に働きかける。さらには障害者配慮の主流化の観点からも同様に必要な検討を MP 策定過程において行うこととする⁵。

（１５）現地セミナーの開催

本プロジェクトでは、MP の完成時、プロジェクトの終了時の計 2 回、現地セミナーを実施する。半日、タイ国政府関係者・BMA 関係者等 150 人程度参加、外部会場での開催を想定している。

第 4 条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

⁵ 現時点で想定する、ジェンダー配慮や障害者配慮の主流化に関する具体的な検討方法や内容について、可能な限り具体的にプロポーザルにて提案すること。（提案企業の過去受注案件等からの経験や教訓があればそれを踏まえて提案ください。）

① 成果１「バンコク都の雨水排水のグランドデザインとなる雨水排水マスタープランが策定される」に関わる活動

- 活動 1.1： 既存マスタープランのレビューを行い、雨水排水マスタープラン改訂の方針を決定する。
- 活動 1.2： 雨水排水マスタープランの策定に必要な各種データを入手する。
- 活動 1.3： 既存の洪水対策のレビューを行う。
- 活動 1.4： 気候変動の影響評価を行い、バンコク都の降雨を評価する。
- 活動 1.5： 将来人口および土地利用の予測を行う。
- 活動 1.6： 各エリアにおける分析シナリオを設定する。
- 活動 1.7： 流出計算、水位計算、浸水シミュレーション等による現況雨水排水施設の能力評価を行う。
- 活動 1.8： 浸水発生要因分析、エリア毎の浸水ハザード評価を行う。
- 活動 1.9： 排水対策の基本方針を設定する。
- 活動 1.10： 主たる排水施設の配置や施設能力を決定し、優先事業を選定する。
- 活動 1.11： 土地利用および流出抑制に係る都市開発の規制の実効性を評価し、必要な改訂を提案し、土地利用規制ガイドラインとして取り纏める。
- 活動 1.12： エリア毎の流出抑制の数値目標値を決定する。エリア３に関しては、将来の都市計画の改定に係る提言を取り纏める。
- 活動 1.13： 活動 1.12 の数値目標の設定のための BMA 内の関係機関の調整枠組を構築する。
- 活動 1.14： 事業費概算、財政計画を決定する。
- 活動 1.15： 事業の経済評価、ADAP-T による交通配分モデルによる道路交通への影響評価を実施する。
- 活動 1.16： 上記の成果１に係る活動のアウトカムに関する戦略的環境アセスメント環境社会配慮の評価を行う。
- 活動 1.17： 上記の活動をマスタープラン案として取り纏める。
- 活動 1.18： 関係機関との調整を行い、要すればマスタープランを修正し、最終化する。

② 成果２「雨水排水マスタープランに基づき選定されたパイロット排水区の事業計画が作成、あるいは見直しされる」に関わる活動

- 活動 2.1： パイロット排水区を選定する。
- 活動 2.2： 排水区の事業計画の策定に必要な各種データを入手する。
- 活動 2.3： 成果１で策定した雨水排水マスタープランに基づき、排水区の施設計画を決定する。
- 活動 2.4： 上記の成果１に係る活動のアウトカムに関する戦略的環境アセスメント環境社会配慮の評価を行う。
- 活動 2.5： 排水区の事業計画策定に係るガイドラインを作成する。

③ 成果３「BMA の雨水排水施設の運用改善が提案される」に関わる活動

- 活動 3.1： 現在の排水施設運用状況のレビューおよび評価を行う。
- 活動 3.2： 排水先河川が危険水位にない場合の施設の効果的な運用方法を検討する。
- 活動 3.3： 排水先河川が危険水位を超過している際の施設の緊急時の運用方法を検討

する。

活動 3.4： 活動 3.2 で提案された運用方法のうち適用可能なものを試行し、改善のためのフィードバックを得る。

活動 3.5： 施設運用マニュアルを策定する。

（２）本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。洪水リスク削減のための雨水排水計画、施設運用、土地利用規制等の日本の知見を共有する研修を想定。
実施回数	1 回
対象者	DSD、CPUD を初めとするプロジェクトのカウンターパート機関の職員
参加者数	約 15 名
研修日数	約 14 日（移動日を含む）

なお、本邦研修については、これまで JICA が実施してきているコンサルタント意見交換会等の機会において、JICA の本邦研修の考え方⁶については共有しているので、これに沿って実施すること⁷。

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が

⁶ 公開資料「本邦研修 | 事業について - JICA」を参照すること。

⁷ 本プロジェクトの研修行程（案）及び実施方法のポイントについて具体的にプロポーザルにて提案すること。

含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

A. 戦略的環境アセスメント

- （ア） 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響

項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

(イ) 主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）

エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

カ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

キ) 影響の予測

ク) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

➤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

➤ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
------	------	----	----	----

業務計画書	各期契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	各期契約締結後 2 カ月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	各期プロジェクト開始後 6 カ月毎	英語	電子データ	
業務進捗報告書	第 1 期履行期限末日	日本語	電子データ	
事業完了報告書	第 2 期履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	3 部
事業完了報告書	第 2 期履行期限末日	英語	製本	3 部
			CD-R	3 部
事業完了報告書	第 2 期履行期限末日	タイ語	製本	5 部
			CD-R	5 部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- なお、業務進捗報告書及び事業完了報告書については冒頭に要約を数ページでまとめる。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項

⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。なお、以下については英語に加え、タイ語でも作成し、タイ語版は各 30 部ずつ印刷し、BMA に配布する。

- (1) 雨水排水マスタープラン
- (2) 土地利用規制ガイドライン
- (3) パイロット排水区の事業計画
- (4) 排水区の事業計画策定に係るガイドライン
- (5) 施設運用マニュアル

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出す

る。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	金額（円）	数量	見積の取扱
1	環境社会配慮調査	ベースライン調査および戦略的環境アセスメントを考慮した IEE レベルの調査	10,000,000	1 式	定額計上
2	幹線水路の追加横断測量	500m 間隔（対象水路総延長 195.349 km、測量断面 390 断面）	6,000,000	1 式	定額計上
3	交通影響評価	過去 SATREPS のタイ側研究者による交通影響評価の実施経費	5,000,000	1 式	定額計上

本業務では、以下の項目については、国内再委託を行うものとする。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	金額（円）	数量	見積の取扱
1	内水氾濫時の交通影響評価モデル改良または修正及びタイやバンコクの社会に受容される内水氾濫 MP とするための社会水文学的観点からのイ	ADAP-T で開発した内水氾濫時の交通影響評価モデル改良をコンサルタントによる検討結果と合わせて行う（1 週間程度の現地調査を踏まえた検討を含む）。またタイやバンコク社会に受容される内水氾濫 MP とするために、特に具体的な対策検討段階において、社会水文学的観点からのインプットを行う。	10,000,000	1 式	定額計上

	ンプット				
--	------	--	--	--	--

第7条 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	交通シミュレーション用ソフトウェア	タイ側研究者が使用する交通シミュレーション用ソフトウェア（PTV Visum）の商用ライセンス	1 式	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

国際協力機構地球環境部防災グループ防災第一チーム

1. 案件名（国名）

国 名： タイ王国(タイ)

案件名： バンコク首都圏における雨水排水マスタープラン策定プロジェクト

Project for Formulating the Urban Drainage Master Plan in Bangkok Metropolitan Area

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災／治水セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タイの首都・バンコク都は国土の中央に位置し、約 922 万人（バンコク都庁、2017 年）もの実人口を擁する、東南アジア地域の中心都市の一つである。バンコク都は、タイの国土の約 3 分の 1 を占めるチャオプラヤ川流域の下流端に位置する低平なチャオプラヤデルタにあり、勾配が 1/50,000～1/100,000 程度と非常に緩やかな地形に形成されている。そのため、河川の流下能力も低く、都市部の雨水排水も極めて困難になる。さらに、バンコク都周辺の急速な都市開発により資産集積が進み、災害リスクが増大しているのが実態である。特に、2011 年のチャオプラヤ川からの大洪水では、約 18,000km² の浸水面積、800 人以上の死者、1.4 兆タイバーツ相当の経済被害をもたらした（うち 1 兆タイバーツは製造部門への被害）、バンコク北部の八つの工業団地に入居する日系企業 469 社を含む 808 社が被害を受け、世界のサプライチェーンに大打撃を与えた。バンコク都は King's Dyke（周囲堤）により中心部を防御してきたが、現在は設計当初の機能は確保されず、バンコク都は長期間の浸水により甚大な影響を受けた。

また、バンコク都は雨期には標高が低いエリアを中心に内水氾濫が頻発している。その際、道路交通は麻痺し、経済活動に甚大な影響が生じている。バンコク都は伝統的に水運、灌漑、排水を目的に複数の行政機関が縦横無尽に水路を建設しているが、流下能力が不足している。1980 年代の JICA の協力によって策定された雨水排水マスタープラン⁸を基に排水区毎の改善計画を策定し、排水路、ポンプ、調整池、地下トンネルなどを自国予算で整備してきている。しかし、限定的な予算配分も影響し、雨水排水施設の整備は途上のままであり、同マスタープランも 30 年近く未更新である。また、気候変動影響による降雨量や強度の増加や現在の開発の状況を反映できたものになっておらず、チャオプラヤ川など排水先の水位を考慮した包括的計画も未検討である。バンコク首都圏庁（Bangkok Metropolitan Administration）（以下「BMA」という。）の職員は個別の事業や維持管理の実施能力は実施出来ているものの、広域の雨水排水マスタープランを策定した経験がなく、同策定に係る更なる能力強化が必要とされている。また、JICA の地球規模課題対応国際科学技術協力「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」（以下「ADAP-T」という。）（2016 年～2021 年）において、「都市セクターにおける適応機会とその効果の評価」に関し、バンコク都に

⁸ 国際協力事業団「バンコク市都市排水対策計画調査」（1985 年）などによるもの。

おける将来の気候変動影響評価を行い、適応策を実施することによる交通渋滞の緩和と温室効果ガスの排出削減効果の定量的評価を可能にする新たなフレームワークが提案された。一方で、同研究はバンコク都における雨水排水に対する適応策の工学的検討は行われておらず、上記フレームワークが示す効果も発現できていない状況にある。

タイ政府は、第 13 次経済社会開発計画（2023 年～2027 年）において五つの開発重点目標の一つとして「国際的な変化やリスクへの対応能力の強化」を掲げており、気候変動への対応が重要であることを明記している。また、それらの目標実現のための開発マイルストーンとして、「自然災害及び気候変動のインパクトの緩和」を掲げ、災害リスクの低減等に取り組む姿勢を明確にしている。バンコク都の包括的な雨水排水マスタープランを策定する「バンコク首都圏における雨水排水マスタープラン策定プロジェクト」（以下「本事業」という。）は当国の計画に合致するものとして位置付けられている。また、本事業により気候変動の影響で悪化しているバンコク都の浸水リスクの低減が期待できることから、水災害分野の気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

（２）防災／治水セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の対タイ王国国別開発協力方針（2020 年 2 月）において、「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」を重点分野の一つとし、「2011 年の大洪水を踏まえた水災害への対策を始めとする防災の推進」に取り組むこととしている。さらに、JICA はグローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力方針の一つとして「事前防災投資実現」を、グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」のクラスター事業戦略として「都市マネジメント・まちづくり」を据えており、本事業はこれら方針及び戦略に合致する。

我が国は、2011 年の洪水後、技術協力「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」（2011 年～2013 年）を実施し、チャオプラヤ川の洪水対策マスタープラン（但し、バンコク都内の雨水排水については計画に含まれていない）を策定した。また、無償資金協力「東部外環状道路（国道九号線）改修計画」（2013 年～2015 年）を通じて、湛水した幹線道路の路盤高嵩上げを行った。また、科学技術協力「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」（2015 年～2022 年）において、気候変動影響を踏まえたバンコク都の都市洪水への適応策の検討及び交通への影響評価等を実施した。さらに、技術協力「バンコク都気候変動マスタープラン（2013-2023 年）作成・実施能力向上プロジェクト」（2013 年～2015 年）及び「バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト」（2017 年～2023 年）を通じて適応策としての雨水排水改善を含むマスタープラン策定や同マスタープランの効果的・持続的な実施のための体制作りを行ってきた。

なお、SDGs のゴール 11（包摂的、安全、強靱で持続可能な都市と人間住居の構築）及びゴール 13（気候変動とその影響への緊急の対処）にも資するものである。

（３）他の援助機関の対応

ドイツ国際協力公社は、現在、タイ気象局に対して、気候変動を考慮した都市部で

の洪水影響評価に係るプロジェクトを実施中（ただし、バンコク都は対象外）。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、バンコク都において、雨水排水マスタープランを策定し、それに基づくパイロット排水区の事業計画の作成あるいは見直しと施設の運用改善を提案することにより、計画策定・施設運用に係る BMA の組織能力が向上を図り、もってバンコク都の浸水リスクの低下に寄与する。

（２）総事業費（日本側）

約 3.0 億円

（３）事業実施期間

2025 年 9 月～2030 年 8 月を予定（計 60 カ月）

（４）事業実施体制

１）実施機関：BMA 雨水排水局（Drainage and Sewerage Department）（以下「DSD」という。）

２）関係機関

BMA 都市計画開発局（City Planning and Urban Development Department, BMA）、同公共事業局（Public Works Department）、同交通運輸局（Traffic and Transportation Department）、国家水資源局（Office of National Water Resources）、王立灌漑局（Royal Irrigation Department）、都市計画公共事業局（Department of Public Works and Town Planning）

（５）インプット（投入）

１）日本側

① 専門家派遣（合計約 46 人月）：

- （ア） 総括／洪水対策・河川計画
- （イ） 排水計画／施設運用 1
- （ウ） 水文・流出解析・気候変動
- （エ） 排水ポンプ計画／施設運用 2
- （オ） 構造物照査／積算
- （カ） 経済性評価
- （キ） 都市計画／開発規制
- （ク） 環境社会配慮

② 研修員受入：

受入分野：雨水排水計画・施設運用、土地利用規制

２）タイ側

① プロジェクト担当配置

② 関連データ及び情報

③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

④ 排水区計画の策定のための現地コンサルタントの備上

（６）計画の対象（対象分野、対象規模等）

１）対象分野：雨水排水

２）対象地域：バンコク都全域（約 1,569km²）

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業で策定する雨水排水マスタープランの事業効果の評価等において、ADAP-Tで提案された道路交通への浸水の影響評価手法の活用を検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

アジア開発銀行、世界銀行、フランス開発庁などが“Climate Change Adaptive Strengthening of Lower Eastern Chao Phraya River Water System Project”において、バンコク都東側の灌漑排水システムの改善事業の実施を検討中。当該事業は本事業で提案する洪水対策に影響し得るため、今後関係者と情報共有を行いながらマスタープランを策定する。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：カテゴリ B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本体プロジェクトにて確認。

④ 汚染対策：本体プロジェクトにて確認。

⑤ 自然環境面：本体プロジェクトにて確認。

⑥ 社会環境面：本体プロジェクトにて確認。

⑦ その他・モニタリング：本体プロジェクトにて確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき、本事業の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクトの軽減に向けて洪水対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。

3) ジェンダー分類：

【(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件】

＜活動内容/分類理由＞

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組を設定するに至らなかった。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

策定した雨水排水マスタープランの実施を通じてバンコク都の浸水リスクが低下する。

(2) アウトカム

バンコク都の浸水被害低減のための計画策定・施設運用に係る BMA の組織能力が向上する。

(3) アウトプット

成果 1： バンコク都の雨水排水のグランドデザインとなる雨水排水マスタープランが策定される。

成果 2： 雨水排水マスタープランに基づき選定されたパイロット排水区の事業計画が作成、あるいは見直しされる。

成果 3： BMA の雨水排水施設の運用改善が提案される。

(4) 調査項目

活動 1.1： 既存マスタープランのレビューを行い、雨水排水マスタープラン改訂の方針を決定する。

活動 1.2： 雨水排水マスタープランの策定に必要な各種データを入手する。

活動 1.3： 既存の洪水対策のレビューを行う。

活動 1.4： 気候変動の影響評価を行い、バンコク都の降雨を評価する。

活動 1.5： 将来人口および土地利用の予測を行う。

活動 1.6： 各エリアにおける分析シナリオを設定する。

活動 1.7： 流出計算、水位計算、浸水シミュレーション等による現況雨水排水施設的能力評価を行う。

活動 1.8： 浸水発生要因分析、エリア毎の浸水ハザード評価を行う。

活動 1.9： 排水対策の基本方針を設定する。

活動 1.10： 主たる排水施設の配置や施設能力を決定し、優先事業を選定する。

活動 1.11： 土地利用および流出抑制に係る都市開発の規制の実効性を評価し、必要な改訂を提案し、土地利用規制ガイドラインとして取り纏める。

活動 1.12： エリア毎の流出抑制の数値目標値を決定する。エリア 3 に関しては、将来の都市計画の改定に係る提言を取り纏める。

活動 1.13： 活動 1.12 の数値目標の設定のための BMA 内の関係機関の調整枠組を構築する。

活動 1.14： 事業費概算、財政計画を決定する。

活動 1.15： 事業の経済評価、ADAP-T による交通配分モデルによる道路交通への影響評価を実施する。

活動 1.16： 上記の成果 1 に係る活動のアウトカムに関する戦略的環境アセスメント環境社会配慮の評価を行う。

活動 1.17： 上記の活動をマスタープラン案として取り纏める。

活動 1.18： 関係機関との調整を行い、要すればマスタープランを修正し、最終化する。

活動 2.1： パイロット排水区を選定する。

活動 2.2： 排水区の事業計画の策定に必要な各種データを入手する。

活動 2.3： 成果 1 で策定した雨水排水マスタープランに基づき、排水区の施設計画を決定する。

活動 2.4： 上記の成果 1 に係る活動のアウトカムに関する戦略的環境アセスメント環境社会配慮の評価を行う。

活動 2.5：排水区の事業計画策定に係るガイドラインを作成する。

活動 3.1：現在の排水施設運用状況のレビューおよび評価を行う。

活動 3.2：排水先河川が危険水位にない場合の施設の効果的な運用方法を検討する。

活動 3.3：排水先河川が危険水位を超過している際の施設の緊急時の運用方法を検討する。

活動 3.4：活動 3.2 で提案された運用方法のうち適用可能なものを試行し、改善のためのフィードバックを得る。

活動 3.5：施設運用マニュアルを策定する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① タイ政府の政策あるいは BMA の洪水対策の方針に大きな変更が生じない。
- ② BMA のインフラ関連予算が大幅に削減されない。
- ③ タイ側のカウンターパートに大幅な変更が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け技術協力「治水行政機能強化プロジェクト」（評価年度 2013 年度）の事後評価では、パイロットプロジェクトにおける治水対策の計画・設計、施工、維持管理という一連の工程を、日本人専門家の指導を仰ぎつつ実践する機会を得たことで、より着実に技能を身に着けることが可能となったと評価されている。本事業においても、雨水排水マスタープランの策定について、策定過程における技術的、系統的な知識の習得だけでなく、カウンターパート自らがマスタープラン策定、パイロット排水区における事業計画策定の実践を経験し、タイ側が災害リスク削減に資する対策の実施につながるような効果的な能力強化の実施に留意する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：河川計画および雨水排水計画の策定に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タイ国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価

します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年12月に業務を開始し、2028年12月及び2030年12月にプロジェクト業務完了報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約46.77人月

本邦研修に関する業務人月1.90を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、河川計画、雨水排水計画、都市計画／開発規制の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目途 延べ55回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を行うものとする。

- 環境社会配慮調査
- 幹線水路の追加横断測量
- 交通影響評価

以下の業務については、国内再委託を行うものとします。

- ADAP-Tの成果の活用にあたってのコンサルタントへのアドバイザリー業務、既存の洪水・雨水排水マスタープランのレビュー、教訓抽出

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 署名済みR/D
- 「タイ国バンコク首都圏における洪水対策の統合マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（雨水排水計画）」業務完了報告書
- 「タイ国バンコク首都圏における洪水対策の統合マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（都市計画）」業務完了報告書

- 「タイ国バンコク首都圏における洪水対策の統合マスタープラン策定プロジェクト 詳細計画策定調査（環境社会配慮）」業務完了報告書
- 「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」終了報告書

2) 公開資料

- 「タイ王国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12127171.pdf>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012950.html>
- 「タイ国チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路に関する情報収集・確認調査」ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_122_12308615.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無（中央省庁の国際担当課であれば英語でのやり取りは可能であるが、それ以外の担当部局並びに地方政府においては現地語でのやり取りができることが望ましい）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いいたします。詳細はこちらを参照ください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

236,315,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当

する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

☒ 本案件は定額計上があります(42,779,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通シミュレーションモデル用ソフトウェア購入費	第2章 特記仕様書案 第7条	5,000,000円	交通シミュレーションモデル用ソフトウェア一式	機材費(機材購入費)
2	環境社会配慮調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 第4条 2. 本業務にかかる事項(3) その他⑥」	10,000,000円	環境調査費一	再委託(現地再委託費)
3	幹線水路の追加横断測量	「第2章 特記仕様書案 第6条」	6,000,000円	500m 間隔(対象水路総延長195.349km、測量断面390断面)	再委託(現地再委託費)

4	交通影響評価	「第2章 特記仕様書案 第6条」、「第2章 特記仕様書案 第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (9) SATREPS案件 (ADAPT) の学識者への再委託と統合的な事業管理」	5,000,000円	交通影響評価一式	再委託 (現地再委託費)
5	内水氾濫時の交通影響評価モデル改良または修正及びタイやバンコクの社会に受容される内水氾濫MPとするための社会水文学的観点からのインプット	「第2章 特記仕様書案 第6条」、「第2章 特記仕様書案 第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (9) SATREPS案件 (ADAPT) の学識者への再委託と統合的な事業管理」	10,000,000円 (契約金額については受注者と再委託先にて決定)	交通影響評価アドバイザリー・治水計画レビュー一式	再委託 (国内再委託費)
6	本邦研修にかかる経費	「第2章 特記仕様書案 第4条 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修・招へい」	6,779,000円	報酬 (事前業務 (3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行 (現時点では3号0.5人月: 研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費998,000円)	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦／現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)